

○近江八幡市補助金交付規則

平成 2 2 年 3 月 2 1 日

規則第 5 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金の交付の不正な申請及び補助金の不正な使用の防止その他補助金に係る予算の執行並びに補助金の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「補助金」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金及び利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「主管の長」とは、近江八幡市財務規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 5 4 号）第 2 条第 6 号に定めるものをいう。

(関係者の責務)

第 3 条 主管の長は、その所掌の補助金に係る予算の執行に当たっては、補助金が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、法令の定め及び補助金の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

(他の法令との関係)

第 4 条 補助金に関しては、他の法令に定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、当該申請に係る補助金の交付の適否を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、前項の措置をとる場合においては、補助事業等に不当に干渉し、当該事業等の遂行を困難とさせないようにしなければならない。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要と認める条件を付することができる。

（補助事業等の遂行）

第8条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等の目的達成に全力を尽さなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者等は、市長が必要に応じて補助事業等の遂行状況について報告を求めた場合は、その状況を市長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行の命令）

第10条 市長は、前条の報告により、補助事業等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、補助事業等の遂行すべきことを命じることができる。

(実績報告)

第 1 1 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果等を記載した補助事業実績報告書（別記様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。
市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定等)

第 1 2 条 市長は、補助事業実績報告書を受けた場合においてはその報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助金交付確定通知書（別記様式第 4 号）により、当該補助事業者等に通知しなければならない。ただし、補助事業等の内容、性質等により補助金交付確定通知を省略することが適当と認めた場合は、通知しないものとする。

(補助金の請求等)

第 1 3 条 前条の通知を受けた当該補助事業者等は、当該補助金の交付を請求する場合には、補助金交付請求書（別記様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。
2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該補助金を交付するものとする。

(補助金交付の特例)

第 1 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するために市長が特に必要があると認めたときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払又は前金払で交付することができる。

(補助金交付決定の取消し)

第 1 5 条 市長は、補助事業者等が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還命令)

第 1 6 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産の処分制限)

第 17 条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第 18 条 市長は、補助金のうちこの規則の様式その他の規定により難い正当な理由のあるものに関しては、この規則の規定にかかわらず、合理的な範囲内において別に補助金交付要綱等の定めを設けることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日までに、合併前の近江八幡市補助金に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和 43 年近江八幡市規則第 21 号）又は安土町補助金等交付規則（昭和 50 年安土町規則第 11 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（令和 4 年規則第 43 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。